

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 30 日

(照会先)

広島労働局雇用環境・均等室

室 長 木村 直美

室長補佐（指導担当） 和田 知宏

指導係長 後藤 麻美

電話：082-221-9247

「カスタマーハラスメント対策及び同一労働同一賃金等の改正 に関する説明会」を令和 8 年 9 月 4 日（金）に開催します！

広島労働局（局長 みやはら しんたろう 宮原 真太郎）は、「カスタマーハラスメント対策及び同一労働同一賃金等の改正に関する説明会」を開催します。

近年、カスタマーハラスメントの相談は増加傾向にあり、令和 8 年 10 月 1 日から、カスタマーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられます。また、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールも改正されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説しますので、企業の人事・労務担当者の方は、ぜひご参加ください。

- 1 日 時 令和 8 年 9 月 4 日（金） 13：30～15：30
（受付開始 13：00）
- 2 会 場 広島県民文化センター ホール（広島市中区大手町 1 丁目 5-3）
- 3 定 員 500 名（申込順）（申込順、定員に達し次第受付は終了します）
- 4 受講料 無料
- 5 内 容 （別添：資料 1、資料 2 参照）
カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策、
同一労働同一賃金ガイドライン等の説明
- 6 対 象 企業の人事・労務担当者、経営者、管理職の方
- 7 申込方法 ホームページ「あかるい職場応援団」から

[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/
briefing_session/#hiroshima](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#hiroshima)



申込受付開始日 令和 8 年 8 月 3 日（月）／申込締切日 令和 8 年 8 月 28 日（金）

※ 説明会開催後は、広島労働局 H P に動画、関係資料を掲載予定です。

広島労働局

カスタマーハラスメント対策及び 同一労働同一賃金等の改正に関する 説明会

定員
500名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント・求職者等に対するセクシュアルハラスメント
対策が義務となり、同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます！

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日 時

2026年 **9 / 4** (金) 13:30～ (受付開始 13:00)

会 場

広島県民文化センター (広島市中区大手町1丁目5-3)

プログラム

- 第一部 カスタマーハラスメント対策、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
- 第二部 同一労働同一賃金ガイドライン等の改正について

対 象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」(厚生労働省が運営するポータルサイト)
からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#hiroshima

※定員の都合上、各企業2名以内でのご参加をお願いいたします。(1名につき1回のフォーム送信が必要です。)

※申込〆切: 8月28日(定員に達し次第〆切)



「あかるい職場応援団」HP

法改正の大きなポイント

ハラスメント対策が強化されます！

令和8年10月1日より、職場におけるカスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- ハラスメント発生後の迅速・適切な対応

etc・・・

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！

令和8年10月1日より、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。

- 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！
- 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！



説明会に関する
お問い合わせはこちら

広島労働局 雇用環境・均等室

082-221-9247 (受付時間 平日8:30～17:15)

令和8年10月1日義務化！

ハラスメント対策 に関する改正ポイントのご案内

ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
 - ・対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・求職者等への周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

- ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります！

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されます。
自社の制度について一度見直してみましょう。

1 雇い入れ時の労働条件 明示事項の追加

現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。

2 同一労働同一賃金 ガイドラインの改正

賞与、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒賞について新たに記載が追加されます。

3 待遇差についての 説明方法

待遇差の内容・理由等について説明の求めがあった場合は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん



その他の改正内容や上記の内容の詳細については
同一労働同一賃金特集ページへ



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare